

定額給付金・子育て応援特別手当のお知らせ

町では、住民への生活支援および地域の経済対策に資するための定額給付金と多子世帯の子育て負担軽減のための子育て応援特別手当を支給するため、4月中旬に対象者となる世帯の世帯主あてに申請書を郵送します。

●概要

	【定額給付金】	【子育て応援特別手当】
給付対象者 (支給対象者)	平成21年2月1日(基準日)に、五霞町の (1)住民基本台帳に記録されている方 (2)外国人登録原票に登録されている方 (短期滞在者などを除く) ※五霞町では所得制限はありません。	左記に該当する方のうち、 世帯に属する3歳以上18歳以下の子(平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれ)が2人以上おり、かつ、第2子以降で平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子
申請・受給者	住民基本台帳に記録されている場合は世帯主、外国人登録原票に登録されている場合はそれぞれに給付	支給対象となる子の属する世帯の世帯主
給付額 (支給額)	1人あたり 12,000円 ただし、65歳以上の方(昭和19年2月2日以前に生まれた方)と18歳以下の方(平成2年2月2日以降に生まれた方)は、 1人あたり 20,000円	1人あたり 36,000円
申請・給付 (支給) など	住民基本台帳と外国人登録原票に基づき給付対象者を抽出し、申請書を郵送します。原則、口座振込のため、申請書に口座番号などを記入し、返送してください。	
申請期限	6ヶ月(申請期限までに申請が行われなかった場合、受給を辞退したものとみなします。)	

●給付までの基本的な流れ

◆4月中旬 申請書を世帯主あてに郵送します。
(子育て応援特別手当については、対象者がいる世帯の世帯主にのみ定額給付金とは別に郵送します。)



申請書に振込先口座などの必要事項を記入し、本人確認書類・通帳等のコピーとともに返信用封筒に入れ、町に返送する。
注1 本人確認書類：運転免許証・パスポート(旅券)・写真付住民基本台帳カード
注2 通帳：通帳やキャッシュカードで振込先口座の金融機関名・支店名・口座名義人(カナ)・口座番号が分かる部分



◆4月下旬(第1回目) 町で申請書類を審査した後、世帯主あてに給付決定通知書を郵送し、口座に給付金を振り込みます。

※世帯全員分を受給者に一括して給付します。(個別給付はできません。)

注1 本人確認書類：運転免許証・パスポート(旅券)・写真付住民基本台帳カード

注2 通帳：通帳やキャッシュカードで振込先口座の金融機関名・支店名・口座名義人(カナ)・口座番号が分かる部分

●その他

・口座をお持ちでない方に限り、窓口で現金により給付しますが、給付日については後日、広報等でお知らせします。

・町から定額給付金および子育て応援特別手当について、各世帯へ電話によるお問い合わせは一切行いません。

お問い合わせは郵送により書面で行うため、本人確認書類等の不備や振込先口座番号の記入間違いなどがあった場合、口座への給付金の振り込みまでに時間がかかりますのでご了承ください。

●お問い合わせ

定額給付金プロジェクトチーム
(総務課内)

☎ (84) 1111

定額給付金をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」などにご注意ください。

五霞町や総務省などが「定額給付金等」の給付のために、手数料などの振込を求めると銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

不審な電話がかかってきたら、迷わず、五霞町役場や境警察署(☎ (86) 0110)にご連絡ください。